

社団法人東京薬事協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人東京薬事協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区日本橋本町三丁目4番18号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、薬事の振興、薬業の健全な発展を図ると共に、地域社会におけるこれら知識の啓発と保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 薬業の向上発展に関する調査研究
- (2) 地域社会に対する薬事知識の啓発
- (3) 薬事関係法規の研究及び会員への伝達
- (4) 薬事に関する講習会等の開催
- (5) 薬貿会館及び共同試験室の管理運営
- (6) その他この法人の目的達成に必要と認める事業

第2章 会員

(資格)

第5条 この法人の会員は、東京都内において医薬品、化学品、試薬等の製造、卸売販売及び輸入販売等を営む者で、この法人の目的に賛同して入会した者とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になるには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 団体が解散したとき。
- (2) 会員が、会員の資格を喪失したとき。
- (3) 会員が、正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第10条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拋出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 20人以上 30人以内
- (2) 監 事 2人以上 3人以内

2 理事のうち、会長1名、副会長1名以上2名以内とする。

(選任)

第12条 理事、監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選による。
- 3 理事、監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事の構成は、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)の数は理事現在数の3分の1以下とする。
- 5 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

(職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときにはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会

又は東京都知事に報告すること。

(4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用弁償等)

第16条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 相談役及び顧問

(設置)

第17条 この法人は、理事会の議決により相談役、顧問を置くことができる。

2 相談役、顧問に関する細則は、別に定める。

(職務)

第18条 相談役、顧問は、会務について会長に意見を具申し、また会議に出席して意見を述べるることができる。

(費用の弁償)

第19条 相談役及び顧問には、費用を弁償することができる。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年度開始前及び年度終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の、それぞれ2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場

合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(会議における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員又は理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第30条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 入会金
 - イ 会費
 - ウ 寄附金品
 - エ 事業に伴う収入
 - オ 財産から生ずる収入
 - カ その他の収入

(財産の管理)

第31条 この法人の財産は、理事会の議決に基づき会長が管理する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を経なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、2箇月以内に事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第36条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において会員総数の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届出なければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都知事の許可があったとき解散す

る。

- 3 解散後の残余財産は、総会の議決を得、かつ、東京都知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附する。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第41条 職員の任免は、会長が行う。

(任務)

第42条 事務局長は、会長の命を受け事務を処理し、また会議に出席して意見を述べることができる。

第9章 雑則

(委任)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この法人創立当時の役員任期は、昭和24年5月の定時総会終了の日までとする。
- 2 初年度の会計年度に限り、この法人設立の認可を受けた日に始まり、昭和24年3月31日に終わる。

附則

この定款は、東京都知事の認可のあった日から施行する。(昭和53年5月)

附則

この変更した定款は、東京都知事の認可を受け、昭和59年10月1日から施行する。

附則

この変更した定款は、主務官庁の認可のあった日(平成3年7月23日)から施行する。

附則

この定款は、主務官庁の認可のあった日(平成5年8月25日)から施行する。

附則

この定款は、主務官庁の認可のあった日（平成14年6月26日）から施行する。